


様式第1号

令和3年 8月 1日

真庭市議会  
議長 小田 康文 殿

真庭市議会議員 緒形 尚 

調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分 調査研究 研修会 要請・陳情活動

2 訪 問 先

東京都文京区千石2-34-6  
(株) 地方議会総合研究所  
オンライン研修

3 内 容

● 適正な議員定数の決定手法を考える (オンライン研修)  
講師：(株) 地方議会総合研究所  
代表取締役・廣瀬 和彦氏 (元全国市議会議長会法制参事)

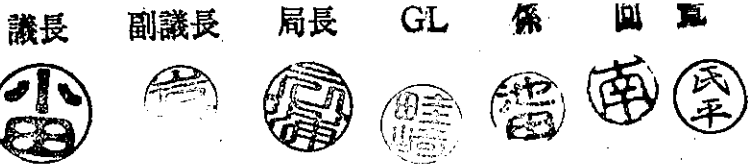
4 行 程 オンライン研修 令和3年8月4日 10:00~12:00

5 事務局から訪問先への依頼 必要 ・ 不要

8/4 10:00 ~ 12:00.

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること





様式第 2 号

# 報 告 書

令和 3 年 1 2 月 7 日

真庭市議会議長 小 田 康 文 様

報告者 真庭市議会議員 氏名 緒 形 尚 

下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をいたしましたので、その結果を報告いたします。

1	日 時	自 令和 3 年 8 月 4 日 (午前・午後) 1 0 時 0 0 分 至 令和 3 年 8 月 4 日 (午前・午後) 1 時 0 0 分
2	場 所	真庭市湯原温泉 9 0 【自宅】 ----- ----- -----
3	用 件	研修会参加 (オンラインセミナー) ----- ・適正な議員定数の決定手法を考える ----- 講師：(株) 地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏 -----
4	概 要	別紙にて報告 ----- ----- ----- ----- -----



## 適正な議員定数の決定手法を考える

- ① 地方自治法 90・91 条:都道府県・市町村の議員の定数は「条例」で定める(法的根拠)
- ② 選挙区:公職選挙法 15 条、特に必要があるときは、合併の場合だけに限定されず、市町村の判断で特に必要があるとすれば選挙区を設けることは可能である。
- ③ 市議会議員定数は減少傾向にあり、未だ下げ止まっていない状況である。2008 年~2018 年の議員定数・報酬状況の統計によると、多くの議会が議員報酬は変化なく、議員定数が減となったところが全体の 45%であった。
- ④ 投票率:投票率は、都道府県議選、指定都市議選、市議選、特別区議選、町村議選、すべてに下がり続けており、町村議選(59.7%)以外は投票率50%を切っている状況である。  
義務投票制を採用している国もあり、オーストラリアは常時投票率が90%前後と非常に高い(罰金や選挙権の制限等、罰則がある)
- ⑤ 無投票選挙の状況は、都道府県議選(26.9%)、指定都市議選(3.4%)、市議選(2.7%)、町村議選(23.3%)となっていて、都道府県議選、町村議員選において無投票当選者の割合が高い。議員のなり手不足が顕著に表れているのではないか。高知県大川村の「町村総会」の事例が報告された(離島を除けば全国で最も人口が少ない村で、地方自治法に基づき村議会を廃止し、約350人の有権者が直接、予算などの議案を審議する「町村総会」を設置する検討を始めた)  
無投票を回避するためには、議員定数を減少させることと、議員報酬を上げ立候補者数を増加させることも考えられる。

例:

・長崎県小値賀町議会は、50 歳以下30万円、50歳以上18万円、若手議員の報酬を大幅アップし、子育て世代が立候補しやすい環境を整え、政治参加を促そうとしている(定数8) 全国町村議会議長会は「年齢で報酬が異なるのは前例がなく、推移を見守りたい」と話している。

※ 感想 : 議員の利害や有権者の目を気にして定数を減らすということは本末転倒で、今後、無限に減る可能性があり、なり手を増やす努力こそ重要だ。投票率が低い若年層の意見を反映させる機会を増やすなど、議会の機能を高める努力が必要だと思う。

- ⑥ 議会の権能を発揮する議員定数における視点で考えると
  - ・議事機関としての権能発揮 → 十分な討議体制の確保
  - ・立法機関としての権能発揮 → 少数精鋭
  - ・監視機関としての権能発揮 → 十分な民意の反映シンクタンクを活用することも考えてみる。

## ⑦ 議員定数改正のタイミングと任期ごとの議論

改正のタイミングとしては、選挙が行われる最低でも半年～1年前には議論を終わらせる必要がある。

このタイミングは、選挙を意識した議論になりにくく理性的な議論ができると思っている。議会の根本である定数を4年ごとに議論する必要はなく、将来を見据えた議論が必要であると思う。

その際、議員定数の改正をなぜ行うのか？ 明確な目的・効果を提示したうえで議論する必要がある。例えば、将来の人口推移を見据えてとか。また、議員定数と議員報酬は理論的な関連性はなく別個独立の事象として勘案する必要がある。

- ⑧ 議員定数に関するアンケートで、「市議会議員が何人いるか知らない」という回答が半数以上の傾向、一方で、「議員数が多い」という回答も半数を超える傾向にある。現状の議員数を知らずに多い・少ないをどう評価しているのか？ 感情的・感覚的な視点が多いのではないか？ 一旦市民意見を聞いてしまうと、それに縛られることも考えておきたい。固定観念で多いと思っているのでは？ きちんとした情報で理解を得る努力が必要である。広報・広聴活動をしっかり行うことも重要だ。アンケートの自由意見には「議会や議員が何をしているかわからない」という意見も多く、議員の活動を知ってもらうことが大切だ。議会だよりの発行、SNSを活用し情報発信に取り組む。

- ⑨ 地方議会における女性議員の割合は、年々増加傾向にはあるが都道府県議会(11.4%)、市議会(15.9%)、特別区議会(29.9%)、町村議選(11.1%)となり合計だと14.3%となる。7~8割が無所属である。クオータ性を導入するのは無理があるとの指摘。

## ⑩ 議員定数の算定方式

- 1) 常任委員会数方式
- 2) 人口比例方式
- 3) 小学校区方式
- 4) 議会費固定化方式
- 5) 類似自治体との比較方式
- 6) 面積、人口方式

等々、算定方式にはいろいろある。以下、具体的な方法！

- 1) 常任委員会数方式で考える上での視点は、討議性を高めるために必要な議員数や専門性を高めるために必要な議員数、市民性を高めるために必要な議員数、議会運営性を高めるために必要な議員数等を、考えて検討する。適正な委員会構成人数については、議会における議員定数議論における際に、特にエビデンスを示さず、7~8人が妥当としているがそれを証明することを議会においてしていない → 住民からその人数について説明を求められた場合に答えることができなければ説得力に欠ける恐れがある。
- 2) 人口比例方式は、議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなるほど、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くなる必要がある。逆に住民の数が少なくなっている状況の中、それに比例すると議員の数は少なくする必要がある。
- 3) 小学校区方式(住民自治協議会方式)は、自治連あるいは小学校区単位で最低1人の地域代表を出す考え方(一票の格差に注意すること)

- 4) 議会費固定化方式は、議会費(予算総額に占める適当な割合) - 議員定数×議員報酬以外の経費 = 議員定数×議員報酬 …これを固定化する方法で、議会費の割合で考える。
- 5) 類似都市との比較方式は、人口規模や財政状況の類似する類似都市の議員定数を集める。それぞれの議員定数を当該地方公共団体の議員定数で割り、その値の平均値をとり当該地方公共団体の議員定数にかける。比較方式を使用する上で、面積や財政規模による分析も考慮に値するが、面積の場合は居住者面積と非居住者面積の問題がある。
- 6) 面積・人口方式は、統計的な数式によるもので標準的な議員定数の計算は次のとおりである。  
議員定数 =  $14.78 + 0.0846 \times \text{人口(千人)} - 0.0000655 \times \text{人口(千人)} \times \text{人口(千人)} + 0.0061 \times \text{面積(km}^2\text{)}$   
議員定数は、人口が多くなれば多くなる。しかし、大きくなる程度はだんだん小さくなる。議員定数は、市域面積が大きくなるほど多くなる。

※ 感想：議員定数決定には、他にも様々な手法と考え方があるが、まずは「住民意見を反映するためには議員定数はどうあるべきか」を念頭に置き議論を進めたい。市民アンケートは、感情的・感情的バイアスがかかる傾向にあり、議会の本質論ではない観点での議論になりやすいことも考えておくべきである。今後の議論においては、真庭市議会の特性、真庭市の環境条件等を十分勘案し、学識経験者の意見も拝聴した上で、議員間討議を進めていくことにしたい。また、市民に意見を求める前提として、議会の広報・広聴活動にさらに注力していくべきと考える。